

令和元年度 基本評価調書

| | | | | | | | |
|-----|-------------|------|---------------------------|-------|---------------|-------|---------|
| 施策名 | 野生動物等の適正な管理 | 所管部局 | 環境生活部 | 作成責任者 | 環境生活部長 築地原 康志 | 施策コード | 03 - 02 |
| | | 照会先 | 生物多様性保全課生物多様性保全グループ24-363 | 関係課 | 生物多様性保全課 | | |

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

| 政策体系 | 大項目(分野) | | 中項目(政策の柱) | | 小項目(政策の方向性) | | 総合計画の指標 | |
|-----------|--|--------------|-----------|------------------------|-------------------|--------------------|-----------|--|
| | 1 | 生活・安心 | (3) | 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承 | B | 人と自然・生き物が共生する社会づくり | エゾシカ個体数指数 | |
| 北海道創生総合戦略 | A3522 A3192 | 北海道 強靱化計画 | B6212 | 知事公約 | C0099 C0102 C0140 | | | |
| 特定分野別計画等 | 北海道環境基本計画(第2次計画)、北海道生物多様性保全計画〔改定版〕、北海道希少野生動植物種保護基本方針、北海道外来種対策基本方針、第3期知床世界自然遺産地域多利用型統合的の海域管理計画、北海道湿原マスタープラン(釧路湿原保全プラン、サロベツ湿原群保全プラン、クッチャロ湖湿原保全プラン、雨竜沼湿原保全プラン)、北海道野生動物保護管理指針(第12次北海道鳥獣保護管理事業計画、北海道エゾシカ管理計画(第5期)、北海道ヒグマ管理計画、北海道アザラシ管理計画(第2期))、第2次北海道動物愛護管理推進計画 | | | | | | | |

1 目標等の設定

| | | | |
|-------|---|------|---|
| 現状と課題 | <p>・本道の豊かな自然環境は、優れた観光資源や基幹産業である農林水産業の基盤となっているが、鳥獣の生息環境の改変などにより生息数が減少し、絶滅のおそれのある種が存在する一方で、急増したエゾシカやアザラシなどの野生鳥獣や人為的に持ち込まれた外来種の分布拡大は、農林水産業への被害や人身事故の発生だけでなく、本道の生物多様性の保全にも悪影響を与えるなど、大きな脅威となっている。</p> <p>・こうした現状を踏まえ、生物多様性が将来にわたり保全され、人と動物が共存・共生する社会づくりに向け、本道固有の希少な動植物の保護とその生育環境を保全するとともに、野生鳥獣の適正な個体数管理や外来種の防除などの取組を推進する必要がある。</p> | 施策目標 | <p>・生物多様性保全の観点から、人と自然の共生を基本とした自然環境の保全と創造を進める。</p> <p>・エゾシカなど増えすぎた野生鳥獣やアライグマなどの外来種の適正管理を行い、生態系や農林水産業、生活環境などの被害防止対策に取り組む。</p> <p>・エゾシカ肉を道産ジビエとしてブランド化するなど地域資源としての有効活用に取り組む。</p> |
|-------|---|------|---|

| 施策の 推進体制 (役割・取組等) | 政策体系 | 役割等 | 政策体系 | 役割等 | 施策の予算額 | |
|-------------------------|-------|--|-------|---|--------|---------|
| | 1(3)B | <p>【エゾシカ対策】</p> <p>[道]①条例の整備、各種管理計画等の策定・推進管理 ②捕獲手法の検討・開発・普及 ③捕獲個体の輸送体制の構築 ④エゾシカ肉処理施設の認証 ⑤地域資源としての有効活用に向けた普及啓発</p> <p>[国]関係法令の整備、財政支援 [関係府省]環境省、農林水産省、警察庁</p> <p>[市町村]地元猟友会と連携した有害鳥獣駆除の実施・体制の維持、地域資源としてのエゾシカ有効活用</p> <p>[民間]猟友会やその他狩猟者団体による捕獲、飲食業界・小売業界などによるエゾシカ肉の提供・販売</p> | 1(3)B | <p>【アザラシ対策】</p> <p>[道]関係市町村、漁業協同組合等と連携し、周年定着個体の削減に努める。</p> <p>[市町村]水産物の被害防止対策の実施、道の取組への協力</p> | H29 | 180,927 |
| | 1(3)B | <p>【生物多様性の保全】</p> <p>[道]計画に基づく施策の総合的推進、市町村への支援、道民への普及啓発</p> <p>[市町村]地域固有の動植物や景観の保全、NPO・NGOへの支援、地域住民に対する普及啓発</p> <p>[事業者]環境に負荷をかけない経済活動、生物多様性保全施策への協力、NPO・NGOへの支援</p> <p>[NPO・NGOなど]地域における生物多様性保全活動の主体、環境教育に対する支援、道の取組への協力</p> | 1(3)B | <p>【ヒグマ対策】</p> <p>[道]市町村等と連携し、人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図りながら地域個体群の存続を図る。</p> <p>[市町村]被害実態の把握、防除対策の推進による被害の軽減、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲</p> | H30 | 304,741 |
| | 1(3)B | <p>【野生鳥獣の保護管理】</p> <p>[国]国際的、全国的な鳥獣の保護管理の見地から、法・基本指針等により行政の方法性を示す。[関係府省]環境省</p> <p>[道]第12次北海道鳥獣保護管理事業計画に基づく野生鳥獣の適正な保護管理の推進</p> <p>[市町村]鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画により、農林水産業の被害防止対策の実施</p> | 1(3)B | <p>【動物愛護】</p> <p>[国]関係法令の整備、財政支援 [関係府省]環境省</p> <p>[道]道立保健所で引き取られた犬・猫の返還・譲渡の推進並びに動物愛護の普及啓発及び動物の適正飼養の推進</p> <p>[市町村・NPOなど]引き取られた犬・猫の譲渡事業を協働で推進 など</p> | R1 | 295,074 |

| | 政策体系 | 今年度の取組 | 政策体系 | 今年度の取組 |
|--------|-------|---|-------|--|
| 今年度の取組 | 1(3)B | <p>【エゾシカ対策】</p> <p>◎北海道エゾシカ管理計画(第5期)目標達成のために、令和元年度エゾシカ捕獲推進プランに基づく取組を進めるとともに、鳥獣保護区等において関係機関と連携した捕獲事業等を実施する。</p> <p>◎他部局等が主体となって実施する捕獲事業と連携した捕獲を可能とするコーディネーターを養成する。</p> <p>◎囲いわなによる捕獲効率の向上に向けて効果的な手法を検討する。</p> <p>◎狩猟による捕獲個体の食肉処理施設への搬入経費等に対する支援を行うとともに、狩猟者を対象とした衛生管理の知識・技能等習得のための講習会を実施する。</p> <p>○認証制度を運用、認証施設数の増加を推進するほか、家庭・給食・レストランにおけるエゾシカの利活用機会を拡大する。</p> <p>○捕獲から利活用までの一貫した地域モデルの普及を図るほか、ペットフードや皮革原料としてのエゾシカの特性に関する資料を作成し、関係者に周知する。</p> <p>○食肉利用に適した射撃手法に関する実用的なテキストを作成し、狩猟者の射撃技術向上を図る。</p> | 1(3)B | <p>【アザラシ対策】</p> <p>「北海道アザラシ管理計画」の推進のため、ゴマフアザラシ周年定着個体の捕獲や追い払いを効果的に行う手法を調査・分析し、併せて、道や漁協の捕獲や追い払いによる削減の効果を検証するため、個体数調査を実施する。</p> |
| | 1(3)B | <p>【生物多様性の保全】</p> <p>○希少野生動植物種について、関係機関と連携して国の保護増殖事業計画や条例に基づく保護施策の推進に努める。</p> <p>○希少野生動植物種保護の取組の基礎となる北海道レッドリスト等の改訂を進める。</p> <p>○道内の生物多様性に著しい影響を及ぼし、又はそのおそれのある指定外来種及び特定外来生物の対策を推進する。</p> <p>○外来種対策の基礎資料となる北海道の外来種のリスト「北海道ブルーリスト」の改訂を進める。</p> <p>○国・道・関係団体が実施する生物多様性保全の取組について情報発信するとともに、地域で生物多様性の保全等に関して優れた活動・模範的な活動を行う企業、団体を表彰し、フォーラム等でその取組を紹介することにより、道内の生物多様性保全に関する活動を促進する。</p> | 1(3)B | <p>【ヒグマ対策】</p> <p>○地域の危機管理体制の充実を図るため、高度な捕獲技術を要するヒグマ捕獲の伝承を目的とする「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」を実施する。</p> <p>○市街地周辺におけるヒグマ対策に必要な危機管理体制の構築を図るため、地域における総合的なヒグマの保護管理の担い手を育成するための研修会を開催する。</p> <p>○夜間・市街地周辺に出没するヒグマの増加に対処するため、ICT技術等を活用し、有効な出没対策等の検証を行う。</p> |
| | 1(3)B | <p>【野生鳥獣の保護管理】</p> <p>○第12次北海道鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区の指定等を行い、多様な鳥獣の生息環境を保全することにより鳥獣の保護を図る。</p> <p>○エゾシカ等増えすぎた鳥獣による農林業水産業被害又は生活環境に係る被害の防止のため、エゾシカ、アザラシ、ヒグマに係る個別の管理計画に基づき鳥獣の管理を図る。</p> | 1(3)B | <p>【動物愛護】</p> <p>○「第2次北海道動物愛護管理推進計画」に基づき、市町村や民間団体と連携し、道立保健所で引き取られた犬・猫の安楽殺処分頭数の削減に向け、新しい飼い主への譲渡をより一層推進するとともに、動物愛護の普及啓発及び動物の適正飼養の推進を図る。</p> |

前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

<意見区分： 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

| | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(平成31年3月末時点) |
|------------|--------------|-------|---------|--------------------|
| 施策 事務事業 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

| | 事務事業 整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(平成31年3月末時点) |
|------|--------------|-------|---------|--------------------|
| 事務事業 | | | | |
| | | | | |

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

| 政策体系 | 実績と成果等 | 関連する計画等 | | | 備考 |
|-------|---|---------------|--------------|-------|----|
| | | 北海道 創生総合戦略 | 北海道 強靱化計画 | 知事公約 | |
| 1(3)B | 【エゾシカ対策】 ・第5期管理計画に基づき、エゾシカの適正な個体数管理及び東部、西部、南部地域の地域別捕獲目標の達成に向けた捕獲目標を定めた平成30年度エゾシカ捕獲推進プランを策定(H30.8)するとともに、同プランに基づく捕獲対策を推進した。 | A3522 | | | |
| 1(3)B | ・鳥獣保護区など、市町村等によるエゾシカの捕獲が困難な地域において、指定管理鳥獣捕獲等事業により、市町村等の捕獲事業と連携して道が捕獲を実施した(H30:8箇所実施 R1:9箇所実施予定)。 ・関係機関との連携強化の上、地域におけるエゾシカの保護管理全般に係るコーディネーターとしての資質を高めるため、振興局職員を対象とした養成研修を実施した(H30:3回 R1:1回)。また、8月末には5名の振興局職員が(一社)エゾシカ協会主催の「シカ捕獲認証レベル1(DCC1)」を受講予定。 ・エゾシカの安定した捕獲体制を維持するため、都市部の若手狩猟者や捕獲経験の浅い狩猟者に対する研修等を行う(H30.10-11)とともに、鳥獣保護管理の総合的な担い手となることが期待される「認定鳥獣捕獲等事業者」のスキルアップに向けた研修を実施した(H31.2) ・エゾシカのジビエ利用拡大を図るため、狩猟者向け講習会を開催するとともに、食肉処理施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援を実施した(H30.8-H31.1)。 | A3522 | B6212 | C0102 | |
| 1(3)B | ・エゾシカの捕獲技術の向上のため、囲いわなによる捕獲効率の向上に向けた非積雪期の誘引試験を実施した(H30.10-11)。 ・くくりわなによる捕獲個体の止め刺し手法のガイドラインを作成した(H31.3)。 | A3522 | B6212 | | |
| 1(3)B | ・北海道産ジビエとしてエゾシカ肉の地域ブランド化を推進するため、平成28年度にエゾシカ肉処理施設認証制度の運用を開始。平成30年度までに14施設を認証、年1回、現地確認を実施している。また、認証取得を目指す施設へアドバイザーを派遣することにより取得施設の増加を図るとともに、処理施設従業員を対象とした内臓検査講習会を開催し、衛生管理の向上を図っている。 ・エゾシカ肉の消費拡大を図るため、給食メニューの開発普及、ホテル・レストランのシェフを対象としたセミナー(H30:道東・首都圏実施 R1:道北・関西圏実施予定)の開催、エゾシカ肉のおいしさや栄養特性に係る理解を促進するための出前講座(H30:9回 R1:1回実施済)等を実施。 | A3522 | | C0102 | |
| 1(3)B | ・エゾシカの地域資源としての一層の活用に向け、利活用率の向上に向けたアドバイザーの派遣を実施。 ・肉質や皮革原料としての特性、ペットフードとしての栄養成分や嗜好性にかかる調査を実施した(H30)。また、同調査を元にペットフード、皮革原料の特性を示す資料を作成し、イベント等でのPRを実施する予定(R1)。 | A3522 | | | |
| 1(3)B | 【生物多様性の保全】 ・生物多様性保全条例に基づく指定希少野生動植物種のうちの植物23種について、引き続き現地調査や文献調査(H30:15種)を実施し、生育状況等を確認するとともに、特に絶滅のおそれが高いと言われるヒダカソウについては、調査に加えて生育地以外での生育や増殖の試験を実施し、順調な生育、増殖を確認した。 | | | | |
| 1(3)B | ・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であるとともに「北海道の鳥」であるタンチョウについて、引き続き国等と連携して保護増殖を図るため、環境省からの委託を受けて冬期の越冬分布調査を実施するとともに、冬期の餌不足を補うため、国が給餌を行う3大給餌場以外の計19地点で給餌事業を実施した。越冬分布調査の結果、1,031羽を確認し、8年連続1,000羽を超える数が観察された。 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|-------|--|-------|--|
| 1(3)B | <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に改訂検討作業に着手した北海道レッドリストについて、引き続き分類群ごとに評価対象種の選定、最近の生息状況等に基づくカテゴリー判定等の作業を実施し、これまで、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び昆虫(チョウ目、コウチュウ目)のリストを平成27年12月から平成31年1月にかけて順次改訂、公表した。 | | | | |
| 1(3)B | <ul style="list-style-type: none"> 外来種対策有識者会議を開催し、北海道ブルーリストの改訂検討作業に着手し、「哺乳類」「鳥類」「両生類・爬虫類」のリストを平成31年3月に改訂・公表した。 | | | | |
| 1(3)B | <ul style="list-style-type: none"> アライグマの捕獲が効果的な4月から6月を「春期捕獲推進期間」と設定(H27～)し、市町村に対して捕獲の呼びかけを行ったところ、設定前のH26と比較して平成30年度は、捕獲数が約3.1倍となった。 | | | | |
| 1(3)B | <ul style="list-style-type: none"> 特定外来生物であるヒアリについて、在来種のアリとの見分け方やヒアリの危険性についての注意喚起や、目撃した際の連絡方法等について、平成29年7月よりHPで情報発信を行っている。 | | | | |
| 1(3)B | <ul style="list-style-type: none"> 道HP「北海道の生物多様性ポータルサイト」において、生物多様性の保全に関する国や道、環境保全団体の取組などについて情報発信を行っている。 | | | | |
| 1(3)B | <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全に関する優れた取組・模範な取組を行っている企業・団体を表彰するとともに、生物多様性保全フォーラムを開催し、道民の生物多様性の保全に関する理解を促進した。 | | | | |
| 1(3)B | <p>【野生鳥獣の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第12次北海道鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区、特定猟具禁止区域の指定(更新)等を実施。 エゾシカ、アザラシ、ヒグマに係る個別の鳥獣管理計画に基づき事業を実施。 エゾシカの安定した捕獲体制を維持するため、捕獲経験の浅い狩猟者を対象に「捕獲技術講習」(十勝管内・留萌管内)や「捕獲従事者育成事業」(札幌近郊)を実施したほか、「認定鳥獣捕獲等事業者」に対する研修を実施した。 | | | | |
| 1(3)B | <p>【アザラシ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道アザラシ管理計画に基づきアザラシによる漁業被害の軽減に向け、令和元年8月から漁業者や市町村に対して、漁業被害の実態について調査を実施するための調整を行うとともに、アザラシ対策の最新の知見等について情報収集を実施した。 | A3192 | | C0140 | |
| 1(3)B | <p>【ヒグマ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道ヒグマ管理計画に基づき、地域の危機管理体制の充実を図ることを目的に、ヒグマ対策技術者の育成に向けた取組を実施。 市街地周辺におけるヒグマ対策に必要な危機管理体制の構築を図るため、地域における総合的なヒグマの保護管理の担い手を育成するための研修会を開催する予定 夜間・市街地周辺に出没するヒグマの増加に対処するため、ドローンやセンサ・カメラなどICT(情報通信技術)を活用し、ヒグマの追払いに有効な方法等の検討を行う予定。 | | | C0099 | |
| 1(3)B | <p>【動物愛護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬・猫の安楽処死頭数の低減に向け、道立保健所で引き取った犬・猫を新しい飼い主に譲渡する「新しい飼い主探しネットワーク事業」を実施しているところ。また、市町村や民間団体と連携し、動物愛護週間行事等を通じて、同事業のより一層の推進並びに動物愛護の普及啓発及び動物の適正飼養の推進を図る予定。 | | | | |

(2) その他の取組の成果等

国等要望・
提案状況

・エゾシカやヒグマ、アライグマ、トド、アザラシなどによる生態系等への影響に係る対策のため、環境省、農林水産省、警察庁等に対し、北海道が実施する捕獲事業に対する財政支援の継続・拡充、狩猟者に対する負担軽減や安全対策、クマ類の生息数の把握に必要な支援の充実、トド、アザラシ等による漁業被害対策の充実強化、シカ肉有効活用に対する支援拡充、また、地域の生物多様性の保全に向けた対策のため、外来種対策の支援、国内希少種であるタンチョウ保護の支援拡充などについて要望を行った。(令和元年7月)

施策に
関する
道民ニーズ

・エゾシカの適正な生息数管理目標達成に向けた各種取組を行い、推定生息数は減少から横ばい傾向で推移しているが、農林業被害等も含め、未だ高い水準にあることから、捕獲対策の強化・支援が求められている。
・東部地域は減少、西部地域は増加に転じた可能性がある、南部地域は増加が継続していると推定される。東部地域は3万8千頭、西部地域は4万5千頭のメスジカ捕獲が必要であり、南部地域は一層の捕獲圧をかける必要がある。(7月30日エゾシカ対策有識者会議における有識者意見)。
・エゾシカ等の野生動物の被害対策、エゾシカ肉の有効活用の推進について、各地方期成会より要望がある。
【地方期成会からの要望】
〔アライグマ〕
・空知、後志、胆振、日高、上川、留萌、宗谷、十勝総合開発期成会より要望がある。
〔アザラシ〕
・日高、宗谷、留萌、後志総合開発期成会より要望がある。
〔ヒグマ〕
・十勝、宗谷地域総合開発期成会より要望がある。
〔エゾシカ〕
エゾシカの被害対策やエゾシカ肉の有効活用の推進について、地方期成会から多数要望がある。
こうした意見や要望は、施策に反映させるなど、施策推進に役立っている。

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-------------|-------|---------|
| 施策名 | 野生動物等の適正な管理 | 施策コード | 03 - 02 |
|-----|-------------|-------|---------|

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価 |
|--------------------------------|-----------------|

2 連携の状況

(1) 施策間・部局間の連携

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

| 政策体系 | 連携内容 | 連携先 | | 取組の実績と成果 |
|-------|--|-------|--|---|
| | | 施策コード | 関係部・関係課 | |
| - | 環境特性に応じた自然環境の保全と利用の両立、また、野生生物の適正な保護管理を図り、野生生物による生活環境、農林水産業及び生態系への被害減少、外来種による影響抑制、身近な緑や水辺などの自然とのふれあいや、自然と調和した景観の確保に向け、北海道環境政策推進会議などを活用して連携。 | - | 総合政策部政策局研究法人室、地域振興局地域政策課 | <ul style="list-style-type: none"> 各関係部局において、関連事業の実施により、自然との共生を基本とした環境の保全と創造の実現を目指している。 北海道環境施策推進会議を活用し、各連携先において、北海道環境基本計画の目標の達成状況を点検・評価を行い、達成状況を取りまとめ、結果を公表している。 |
| | | - | 水産林務部水産局水産経営課・水産振興課・漁業管理課、林務局林業木材課・森林計画課・森林整備課・治山課、森林環境局森林活用課・道有林課 | |
| | | - | 建設部建設政策局維持管理防災課、土木局道路課・河川砂防課、まちづくり局都市計画課・都市環境課 | |
| | | - | 経済部観光局、産業振興局産業振興課 | |
| | | - | 農政部生産振興局技術普及課、農村振興局農地整備課・農村整備課 | |
| | | - | 教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課 | |
| | | - | 北海道警察生活安全部生活経済課 | |
| 1(3)B | 鳥獣被害対策チームでは、関係各部の鳥獣被害防止対策に係る情報・意見交換に加え、構成員が連携して現地での被害実態調査や道民への情報発信を行うなど、総合的な鳥獣被害対策を推進する。 | 0606 | 農政部生産振興局技術普及課 | <ul style="list-style-type: none"> エゾシカの捕獲を促進するため、農林業被害状況の確認、鳥獣被害防止交付金での各種対策や道有林内の林道除雪など、農政部、水産林務部と連携し対策を推進した。 |
| | | 0702 | 水産林務部森林整備課 | |
| 1(3)B | 北海道アザラシ管理検討会において、効果的な周年定着個体の削減及び被害防止対策を検討し、北海道アザラシ管理計画の推進を図る。 | - | 農政部生産振興局技術普及課 | <ul style="list-style-type: none"> 管理計画推進のため、令和元年8月から漁業者や市町村に対して、漁業被害の実態について調査を実施する。そのための事前準備、調整として、各連携先に対し、アザラシ被害、鳥獣被害防止計画策定状況等に関する最新情報の収集等を実施した。 |
| | | 0703 | 水産林務部水産振興課 | |

| 政策体系 | 連携内容 | 連携先 | | 取組の実績と成果 |
|-------|--|-------|-------------------------------|---|
| | | 施策コード | 関係部・関係課 | |
| 1(3)B | エゾシカ緊急対策本部は、エゾシカの増加を抑制し、深刻な被害を緊急に軽減させる対策を総合的に推進する。 | — | 総務部財政局税務課 | ・各種施策を総合的に推進するため、庁内関係各部の参画による会議を開催し、農林業被害状況や新たなエゾシカ管理計画の内容を共有するとともに、今後の捕獲目標や目標達成のための方策について情報交換を行った。 |
| | | — | 総合政策部政策局、地域振興局地域政策課 | |
| | | — | 環境生活部総務課、循環型社会推進課、くらし安全局道民生活課 | |
| | | — | 保健福祉部健康安全局食品衛生課 | |
| | | — | 経済部総務課、食関連産業室 | |
| | | 0606 | 農政部生産振興局技術普及課 | |
| | | 0702 | 水産林務部総務課、林務局森林整備課 | |
| | | — | 建設部建設政策局建設政策課 | |
| — | エゾシカ肉処理施設認証制度については、北海道HACCPで一定以上の評価を取得することを認証の要件の一つとしていることから、同制度の運用にあたり、食肉処理施設への現地審査及び食品衛生に関する技術的助言等について、保健福祉部と連携して行う。 | 0410 | 保健福祉部食品衛生課 | ・エゾシカ肉処理施設認証の要件として、北海道HACCPで一定以上の評価を求めることによりその取得を推進し、平成28年度からの運用では、14施設が評価等を受けて認証を取得したほか、保健福祉部と連携し食肉処理施設での現地審査及び定期的現地確認を行い、食品衛生に関する技術的助言を行っている。 |
| | | | | |
| | | | | |
| — | エゾシカ肉の販路拡大のため、道内外で行われる商品展示会等を利用し、エゾシカ肉製品のPRを行う。 | 0501 | 経済部食関連産業室 | ・経済部主催の商談会(R1.6.11～12 ロイトン札幌 北海道産品取引商談会(2,195人参加)などにおいてパンフレットを設置し、エゾシカ肉のPRを実施した。 |
| | | | | |
| | | | | |
| 3(4)A | 北海道博物館が開催する企画テーマ展「エゾシカ」(仮)に協力し、エゾシカ問題についての認知度向上及びエゾシカの有効活用の一層の促進、北海道エゾシカ管理計画をはじめとする道によるエゾシカ対策の取組について一般道民への普及を図り、エゾシカ対策の推進に資する。 | 0314 | 環境生活部文化振興課 | ・北海道博物館による企画テーマ展「エゾシカ」(仮)に協力するとともに、エゾシカ対策に係る道の取組を普及啓発する予定。 |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

| 連携内容 | 連携先 | 取組の実績と成果 |
|---|-------------------|---|
| 道民の鳥に指定されているタンチョウの生息数と分布状況を調べるタンチョウ越冬分布調査を民間と連携して実施する。 | 日本航空(株) | 平成30年12月と平成31年1月に、日本航空(株)の職員も参加し、釧路管内のタンチョウの飛来数をカウントし、タンチョウの越冬分布の状況を把握した。 |
| | | |
| | | |
| 毎月第4火曜日(4火=シカ)を「シカの日」とし、エゾシカ肉が一般家庭で食べられるよう普及し、新たな消費拡大へのきっかけとするため、エゾシカ肉料理の提供飲食店やエゾシカ肉の取扱販売店等を「シカの日参加店」としてホームページ等で紹介するほか、道内外からの観光客が多いさっぽろ雪まつり期間をエゾシカウィークと銘打ってエゾシカ肉の消費拡大、シカの日参加店の活性化・拡大を図る事業を実施する。 | 道内の飲食店(要参加登録) | 令和元年7月末現在のシカの日参加店は359店舗となっており、シカの日参加店の活性化・拡大により、エゾシカの消費拡大を図っている。 |
| | 道内の販売店(要参加登録) | |
| | | |
| エゾシカ肉はアスリートが必要とする栄養素を豊富に有するという特性を活かして、合宿や日々の食事での利用拡大を図るため、開発したアスリート向けのメニューを、印刷物等により広く普及させる。 | 道内のスポーツ競技関係団体等 | 栄養士会や道内のスポーツ競技関係団体のほか、大学などの教育機関に配布を行った。今後も、イベント等において配布を行い、アスリート向けのエゾシカレシピを普及させる。 |
| | | |
| | | |
| 学校や各種イベントなどにおいて、児童・生徒・一般消費者を対象に、エゾシカの生態や農林業被害、捕獲対策、有効活用についての講義やエゾシカ肉の試食、革や角を用いたクラフト制作などの出前講座を行う。 | 道内の小学校・高校、消費者協会など | 学校や各種イベントなどにおいて、児童・生徒・一般消費者を対象に、エゾシカに関する講義、エゾシカ肉試食、鹿革・角クラフト制作などの出前講座を行い、エゾシカの有効活用が環境保全につながることへの理解を深めた(令和元年7月末現在1回開催、延べ参加者数26名)。 |
| | | |
| | | |
| 包括連携協定に基づくエゾシカ肉やその加工品の通年販売 | 生活協同組合コープさっぽろ | コープさっぽろ(H25開始、R1.7末現在30店舗)、イオン北海道(株)(H27開始、R1.7末現在19店舗)においてエゾシカ肉やその加工品が通年販売され、より身近な食材として消費者に購入、喫食された。 |
| | イオン北海道(株) | |
| | | |

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-------------|-------|---------|
| 施策名 | 野生動物等の適正な管理 | 施策コード | 03 - 02 |
|-----|-------------|-------|---------|

| | |
|--------------------------------|-----------------|
| Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価 |
|--------------------------------|-----------------|

3 成果指標の設定 (H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) 3-2 成果指標の達成度合

| 主① 指標名 | 目標の基準 | | 今年度の目標 | | 最終目標 | | 達成度合 | D | 評価年度 | H30 | 達成度合の分析 ほか |
|--|-----------------------------|-----|--------|------|---|------|------|-------|------|-------|--|
| | 基準年度 | H5 | 年度 | R1 | 最終年度 | R7 | | | | | |
| エゾシカ個体数指数(東部地域) | 基準年度 | H5 | 年度 | R1 | 最終年度 | R7 | 達成度合 | D | 評価年度 | H30 | ・平成22年度から23年度には過去最高に達したが、平成24年度以降は目標に向けて減少している。 ※達成率の算式による基準値は、第4期計画策定時(H24)における個体数指数(東部160)を用いる。 |
| | 基準値 | 100 | 目標値 | 101 | 最終目標値 | 50以下 | 年度 | H30 | R1 | 進捗率 | |
| 〔指標の説明〕 基準年の値を100とし、毎年実施する各種調査から得られた結果を基に、東部地域におけるエゾシカの生息動向を相対値で表したものの。 | 根拠計画 | | 政策体系 | 増減方向 | 達成率の算式 | | 目標値 | 109 | 101 | 50 | ・平成22年度から23年度には過去最高に達したが、平成24年度以降は目標に向けて減少している。 ※達成率の算式による基準値は、第4期計画策定時(H24)における個体数指数(東部160)を用いる。 |
| | 北海道総合計画 北海道エゾシカ管理計画(第5期) | | 1(3)B | 減少 | $\frac{((\text{基準値}-\text{実績値})/(\text{基準値}-\text{目標値})) \times 100}$ | | 実績値 | 120 | | 120 | |
| | | | | | | | 達成率 | 78.4% | | 41.7% | |

| 主① 指標名 | 目標の基準 | | 今年度の目標 | | 最終目標 | | 達成度合 | D | 評価年度 | H30 | 達成度合の分析 ほか |
|--|-----------------------------|-----|--------|------|---|-------|------|-------|------|-------|--|
| | 基準年度 | H12 | 年度 | R1 | 最終年度 | R7 | | | | | |
| エゾシカ個体数指数(西部地域) | 基準年度 | H12 | 年度 | R1 | 最終年度 | R7 | 達成度合 | D | 評価年度 | H30 | ・平成23年度をピークとして、平成24年度以降減少傾向が見られたものの、平成28年度から再び増加に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られる。 ※達成率算定の基準とした第4期計画策定時(H24)における個体数指数(西部277)を用いる。 |
| | 基準値 | 100 | 目標値 | 209 | 最終目標値 | 150以下 | 年度 | H30 | R1 | 進捗率 | |
| 〔指標の説明〕 基準年の値を100とし、毎年実施する各種調査から得られた結果を基に、西部地域におけるエゾシカの生息動向を相対値で表したものの。 | 根拠計画 | | 政策体系 | 増減方向 | 達成率の算式 | | 目標値 | 218 | 209 | 150 | ・平成23年度をピークとして、平成24年度以降減少傾向が見られたものの、平成28年度から再び増加に転じた可能性があり、目標達成に遅れが見られる。 ※達成率算定の基準とした第4期計画策定時(H24)における個体数指数(西部277)を用いる。 |
| | 北海道総合計画 北海道エゾシカ管理計画(第5期) | | 1(3)B | 減少 | $\frac{((\text{基準値}-\text{実績値})/(\text{基準値}-\text{目標値})) \times 100}$ | | 実績値 | 264 | | 264 | |
| | | | | | | | 達成率 | 22.0% | | 56.8% | |

| 関① 指標名 | 目標の基準 | | 今年度の目標 | | 最終目標 | | 達成度合 | A | 評価年度 | H29 | 達成度合の分析 ほか |
|---|-----------|------|--------|------|---|----|------|--------|------|-------|--|
| | 基準年度 | H25 | 年度 | R1 | 最終年度 | R1 | | | | | |
| エゾシカの捕獲頭数に占める利活用率(%) | 基準年度 | H25 | 年度 | R1 | 最終年度 | R1 | 達成度合 | A | 評価年度 | H29 | ・ジビエに対する需要の高まりや有効活用に向けた施策の推進により、利活用率、利活用頭数とも増加傾向となっている。 ※最新の実績はH29年度の集計結果 |
| | 基準値 | 15.9 | 目標値 | 21 | 最終目標値 | 21 | 年度 | H29 | H30 | 進捗率 | |
| 〔指標の説明〕 捕獲したエゾシカのうち、食肉処理施設で処理されたものの割合。 | 根拠計画 | | 政策体系 | 増減方向 | 達成率の算式 | | 目標値 | 20.2 | 21 | 21 | ・ジビエに対する需要の高まりや有効活用に向けた施策の推進により、利活用率、利活用頭数とも増加傾向となっている。 ※最新の実績はH29年度の集計結果 |
| | 北海道創生総合戦略 | | 1(3)B | 増加 | $\frac{((\text{実績値}-\text{基準値})/(\text{目標値}-\text{基準値})) \times 100}$ | | 実績値 | 20.5 | | 20.5 | |
| | | | | | | | 達成率 | 107.0% | | 97.6% | |

| ● 本施策に成果指標を設定できない理由 | ● 達成度合について | | | | | |
|---------------------|-------------|--------|-----------------|----------------|-------|------|
| | 達成度合 | A | B | C | D | - |
| | 直近の成果指標の達成率 | 100%以上 | 90%以上 100%未満 | 80%以上 90%未満 | 80%未満 | 算定不可 |

令和元年度 基本評価調査

| | | | | | |
|-----|-------------|-------|----|---|----|
| 施策名 | 野生動物等の適正な管理 | 施策コード | 03 | — | 02 |
|-----|-------------|-------|----|---|----|

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

| 整理番号 | 政策体系 | 事務事業名 | 事務事業概要 | 課・局 室名 | 前年度からの繰越事業費(千円) | 令和元年度 | | | | | フルコスト(千円) |
|------|-------|-------------------|--|-----------|-----------------|---------|--------|------|------|---------|-----------|
| | | | | | | 事業費(千円) | 執行体制 | | | | |
| | | | | | | | うち一般財源 | 本庁 | 出先機関 | 人工計 | |
| 0513 | 1(3)B | 生物多様性保全推進事業費 | 北海道における生物多様性保全に係る取り組みを推進する業務 生物の多様性の保全等に関する条例に基づく、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策のための業務 外来種による本道の生態系への悪影響を防止するために行う検討会等の業務 | 生物多様性保全課 | 11,717 | 9,097 | 4.0 | 3.6 | 7.6 | 72,289 | |
| 0514 | 1(3)B | 動物愛護管理対策推進費 | 動物愛護法等に基づき、動物の適正な飼養及び取扱いの推進に関する業務 | 生物多様性保全課 | 16,345 | 12,049 | 1.7 | 20.7 | 22.4 | 194,873 | |
| 0515 | 1(3)B | 鳥獣保護対策推進費 | 鳥獣保護法に基づく適正な野生鳥獣の保護管理のための業務 | 生物多様性保全課 | 1,259 | 1,259 | 0.7 | 2.5 | 3.2 | 26,763 | |
| 0516 | 1(3)B | 鳥獣保護対策推進費(アザラン分) | 漁業被害の軽減とアザラン類の共存のため、定着個体の削減、有効な捕獲手法の確立など、アザラン類の適正な個体数管理を推進するための業務 | 生物多様性保全課 | 5,250 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | 13,220 | |
| 0517 | 1(3)B | ヒグマ対策推進費 | ヒグマによるあつれきの軽減及びヒグマ地域個体群の存続の両立を図るため、適正なヒグマ保護管理を推進するための業務 | 生物多様性保全課 | 3,645 | 1,221 | 1.5 | 4.5 | 6.0 | 51,465 | |
| 0518 | 1(3)B | 市街地周辺ヒグマ出没対策事業費 | 市街地周辺におけるヒグマ対策に必要な危機管理体制に構築を図るため、地域における総合的なヒグマの保護管理を推進するための業務 | 生物多様性保全課 | 5,278 | 2,639 | 1.0 | 0.3 | 1.3 | 15,639 | |
| 0519 | 1(3)B | 高病原性鳥インフルエンザ対策事業費 | 道内の野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染防止を図るため、関係機関と連携した渡り鳥の飛来状況巡視、死亡野鳥の回収・検査を実施 | 生物多様性保全課 | 1,872 | 1,872 | 0.3 | 0.5 | 0.8 | 8,248 | |
| 0520 | 1(3)B | 狩猟免許事務費 | 狩猟免許試験、狩猟免許更新時講習及び狩猟者登録に係る業務 狩猟者による事故の未然防止のための指導・取締りに関する業務 | 生物多様性保全課 | 17,578 | 0 | 0.6 | 9.4 | 10.0 | 97,278 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----------------------------------|--|--------------|--|---------|---------|--------|------|------|---------|---------|
| 0521 | 1(3)B | 捕獲従事者育成等事業費 【エゾシカ対策Gから移管】 | 安定的なエゾシカ捕獲態勢を維持するため、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研修等を行い、捕獲従事者の育成等を推進 | 生物多様性 保全課 | | 2,159 | 0 | 0.2 | 0.0 | 0.2 | 3,753 | |
| 0522 | 1(3)B | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ対策推進費) | エゾシカの被害低減を図るため、北海道エゾシカ管理計画に基づき、エゾシカの個体数の適正管理のための業務を実施 | 生物多様性 保全課 | | 11,740 | 11,740 | 1.2 | 4.6 | 5.8 | 57,966 | |
| 0523 | 1(3)B | 狩猟及び有害駆除の促進に係る事務 | 鳥獣保護法に基づくエゾシカ個体数の適正管理のための業務 ・鳥獣法運用 ・エゾシカ猟規制 ・適正捕獲普及啓発 ・捕獲上積みのための市町村捕獲事業への助成 ・各振興局に配置した対策チームによる地域支援を行う事業 | 生物多様性 保全課 | | 0 | 0 | 1.8 | 7.8 | 9.6 | 76,512 | |
| 0524 | 1(3)B | エゾシカの有効活用に関する事務 | エゾシカ肉の消費拡大を図る「シカの日」の定着促進や食肉以外の部位の利活用など、エゾシカ捕獲後の有効活用を推進 | 生物多様性 保全課 | | 0 | 0 | 1.6 | 0.3 | 1.9 | 15,143 | |
| 0525 | 1(3)B | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費) | 北海道エゾシカ管理計画(第5期)目標達成のため、道指定鳥獣保護区等において関係機関と連携した捕獲事業等を実施 | 生物多様性 保全課 | | 72,565 | 32,842 | 1.0 | 1.9 | 2.9 | 95,678 | |
| 0526 | 1(3)B | エゾシカ対策推進事業費 (エゾシカわな捕獲技術等向上事業費) | エゾシカの捕獲数増加のため、わなによる捕獲技術の向上にむけた検討を実施 | 生物多様性 保全課 | | 4,585 | 0 | 0.4 | 0.0 | 0.4 | 7,773 | |
| 0527 | 1(3)B | エゾシカ対策推進事業費 (エゾシカ有効活用推進事業費) | 認証制度の運用や認証取得の推進、家庭・給食・レストランにおけるエゾシカの利活用機会拡大 | 生物多様性 保全課 | | 7,081 | 0 | 0.2 | 0.0 | 0.2 | 8,675 | |
| 0528 | 1(3)B | 地方創生推進費(エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費) | エゾシカ利活用の一層の促進に向けて、捕獲から利活用までの一貫した地域モデルを確立させるための実証事業を実施 | 生物多様性 保全課 | | 13,000 | 6,500 | 0.8 | 0.0 | 0.8 | 19,376 | |
| 0529 | 1(3)B | エゾシカ対策推進事業費 (エゾシカジビエ利用拡大推進事業費) | エゾシカジビエの利用拡大を図るため、捕獲個体の食肉処理施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援を実施 | 生物多様性 保全課 | | 121,000 | 0.0 | 1.0 | 0.0 | 1.0 | 128,970 | |
| 計 | | | | | | 0 | 295,074 | 79,219 | 19.0 | 56.1 | 75.1 | 893,621 |

令和元年度 基本評価調書

| | | | |
|-----|-------------|-------|---------|
| 施策名 | 野生動物等の適正な管理 | 施策コード | 03 - 02 |
|-----|-------------|-------|---------|

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

| 政策体系 | 達成度合の集計 | | | | | 判定 | 成果指標の分析 |
|-------|-------------|----------------------|---------------------|------------|-----------|-------|---|
| | A 100%以上 | B 90%以上 100%未満 | C 80%以上 90%未満 | D 80%未満 | - 算定不可 | | |
| 1(3)B | 1 | | | 2 | | D指標あり | <エゾシカの捕獲頭数に占める利活用率【A】> ズビエに対する需要の高まりや有効活用に向けた取組の推進により、成果指標は目標達成に向けて順調に推移している。 <エゾシカ個体数指数(東部地域)【D】> <エゾシカ個体数指数(西部地域)【D】> 北海道エゾシカ対策推進条例及び北海道エゾシカ管理計画(第5期)に基づき、エゾシカの捕獲対策に取り組んでいるが、個体数指数は未だ高水準にあり、農林業被害等も深刻な状況にあるため、一層の捕獲推進に取り組む必要がある。 ・捕獲対策の強化について、市町村との一層の連携強化を図る。 ・捕獲困難地等で道が実施する捕獲事業について、捕獲効率の一層の向上を図るほか、エゾシカのズビエ利用拡大に向けて狩猟者や食肉加工施設等への支援に取り組む。 |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| | | | | | | - | |
| 計 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | D指標あり | |

(2)取組の分析

| 基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの) | | 対応している (○あり→対応している) | 対応しているとする理由 |
|--|--|------------------------|---|
| 1 | 計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道エゾシカ管理計画(第5期)に基づき、エゾシカの地域別捕獲目標を定める「平成30年度エゾシカ捕獲推進プラン」について、予定通りのスケジュールで策定作業を進めている(8月策定)。 ・農林業被害の軽減や、エゾシカのジビエ利用の拡大を求める社会情勢を踏まえ、個体数管理と利活用促進に向けた取組を進めている。 ・北海道レッドリストや北海道ブルーリストの改訂作業に着実に取り組んでいるほか、特定外来生物のヒアリについて在来種のアリとの見分け方や危険性に関する注意喚起など、道民に情報を提供するなどしている。 |
| 基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる) | | 取組がある (○あり→取組がある) | 取組があるとする理由 |
| 2 | 施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道が実施するエゾシカ捕獲に対する財政支援の継続・拡充、狩猟者に対する負担軽減と安全対策の強化、、シカ肉有効活用に対する支援強化、地域の生物多様性を保全する取組への支援など、国に対して要望を行っている。 |
| 3 | 道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・審議会や有識者会議における意見を捕獲推進プランや各施策に反映させるなど、施策推進に役立っている。 |
| 4 | 施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカの個体数管理の状況や農林業被害の実態、エゾシカの利活用の状況等について、農政部、水産林務部、経済部等と情報交換を行い、捕獲目標や目標達成に向けた方策の検討を行うなど、連携を図っていることが確認できる。 ・保健福祉部と連携したエゾシカ肉処理施設認証制度の推進によるHACCP取得施設の増加や、衛生管理に関する講習会の開催など、連携の成果を確認できる。 |
| | 施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか | ○ | <ul style="list-style-type: none"> ・シカの日やエゾシカウィークへの多数の民間企業の参加、包括連携協定に基づく大手スーパーにおけるエゾシカ肉・加工品の通年販売の実施など、民間企業との幅広い連携が確認できる。 ・振興局が設置しているエゾシカ対策連絡協議会等において、地元市町村や猟友会、農協、森林組合など、幅広い関係者の参画による情報交換・協議が行われ、地域の取組に反映されていることが確認できる。 |
| <p style="text-align: center;">判 定</p> <p>(基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b)</p> | | | a |

(3)総合評価と対応方針等

| | | |
|---------|-------|------|
| 成果指標の分析 | 取組の分析 | 総合評価 |
| 判定(計) | 判定 | |
| D指標あり | a | |

効果的な取組を検討して引き続き推進

| 対応方針 | | | 関連する事務事業 | | | 関連する計画等 | | |
|--------|-------|--|----------|--|--|-----------|----------|-------|
| 対応方針番号 | 政策体系 | 内容 | 方向性 | 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 北海道創生総合戦略 | 北海道強靱化計画 | 知事公約 |
| ① | 1(3)B | ・成果指標の目標達成に向けては、エゾシカの捕獲を一層促進する必要がある。このため、市町村の捕獲対策の強化を一層促進するとともに、捕獲困難地等で道が実施する捕獲事業について、捕獲効率の一層の向上を図る。また、これらに加えて、エゾシカジビエ利用拡大に向けた狩猟者・食肉処理施設等への支援に取り組み、狩猟による捕獲を促進する。 | 改善(指標分析) | 0521 0522 0523 0524 0525 0526 0527 0528 0529 | ・捕獲従事者育成等事業費 ・エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ対策推進費) ・狩猟及び有害駆除の促進に係る事務 ・エゾシカの有効活用に関する事務 ・エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費) ・エゾシカ対策推進事業費(エゾシカわな捕獲技術等向上事業費) ・エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ有効活用推進事業費) ・地方創生推進費(エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費) ・エゾシカ対策推進事業費(エゾシカジビエ利用拡大推進事業費) | A3522 | B6212 | C0102 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

前年度付加意見への対応状況(事務事業)

| 事務事業整理番号 | 事務事業名 | 前年度付加意見 | 各部局の対応(評価時点) |
|----------|-------|---------|--------------|
| | | | |
| | | | |

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

| 対応方針番号 | 対応 | 事務事業 |
|--------|---|---|
| ① | <p><新たな取組等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エゾシカの捕獲から利活用までの地域モデル創出等の事業(エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費)を実施し、食肉利用価値は向上しており、更に、安全・安心なエゾシカ肉の更なる流通拡大を図るため、認証施設の強みを活かした事業展開及びブランディング等の事業(エゾシカ利活用による「稼ぐジビエ」マーケティングモデル創出事業費)を実施。 ・わなによる捕獲体制を推進するため、囲いわな等の捕獲技術の確立を進め(エゾシカわな捕獲技術等向上事業費)、次年度はICTの活用によるくくりわなの捕獲管理体制の省力化について検証を実施(エゾシカわなICT捕獲管理体制実証事業費)。 ・道が実施する捕獲事業について捕獲効率の一層の向上を図るため、エゾシカ誘導捕獲のモデル事業を実施(エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費)。 ・振興局主体の市町村担当者との意見交換会や、技術力向上を図るため(一社)エゾシカ協会と連携し、振興局・市町村エゾシカ担当職員合同研修を実施(エゾシカ対策推進費)。 ・エゾシカジビエの利用拡大に向け、RIに作成したテキストを使用し、より効果的な狩猟者向け講習会を実施(エゾシカジビエ利用拡大推進事業費)。 | <p>新規:エゾシカ利活用による「稼ぐジビエ」マーケティングモデル創出事業 新規:エゾシカわなICT捕獲管理体制実証事業費 拡充:エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費 改善:エゾシカ対策推進費 改善:エゾシカジビエ利用拡大推進事業費 廃止:エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費 廃止:エゾシカわな捕獲技術等向上事業費</p> |

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

(3) 事務事業への反映状況

| 方向性 | 拡充 | 改善 | 縮小 | 統合 | 廃止 | 終了 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 反映結果 | 1 | 6 | | | 2 | | 9 |

| 次年度新規事業(予定) |
|-------------|
| 2 |

| 整理番号 | 事務事業名 | 一次政策評価における方向性(再掲) | 次年度の方向性(反映結果) |
|------|-------------------------------|-------------------|---------------|
| 0521 | 捕獲従事者育成等事業費 | 改善 | 改善 |
| 0522 | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ対策推進費) | 改善 | 改善 |
| 0523 | 狩猟及び有害駆除の促進に係る事務 | 改善 | 改善 |
| 0524 | エゾシカの有効活用に関する事務 | 改善 | 改善 |
| 0525 | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業費) | 改善 | 拡充 |
| 0526 | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカわな捕獲技術等向上事業費) | 改善 | 廃止 |
| 0527 | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカ有効活用推進事業費) | 改善 | 改善 |
| 0528 | 地方創生推進費(エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業費) | 改善 | 廃止 |
| 0529 | エゾシカ対策推進事業費(エゾシカジビエ利用拡大推進事業費) | 改善 | 改善 |